

第20回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和2年9月24日(木)

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長(10番) 山田 一夫

会長職務代理者(9番) 笹山結実男

2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司、 4番 内澤 初蔵、

5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄、 7番 苅谷 雅行、

8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広、

5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 7番 工藤 郁子、

8番 増尾 勝男、 9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

1番 安田正一郎

農地利用最適化推進委員：

4番 太田 正

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、
主任主査 鶴飼 義信、 主事 小林 誠、 主事 永井 重徳、
会計年度任用職員 新井田 舞

議 長 (山田会長)

ただいまより、第20回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分 開会)

議 長 本日の出席農業委員は、現在8名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、安田委員より欠席の報告がございました。細谷地委員より、遅れる旨の連絡がございました。

また、農地利用最適化推進委員は、9名の出席となっております。

なお、太田委員より欠席の報告がございました。

議 長 それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、9番、笹山結実男委員、2番、畑林悦男委員のお二方にお願いいたします。

議 長 日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

議 長 それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 議案書のほうは、1ページから2ページにかけてとなります。農地法第3条の規定による許可申請については、3件提出がございました。

まず番号1ですけれど、1ページから2ページまで続いております。農地の所在につきましては、大字〇〇第〇地割の畑が2筆、田んぼが2筆、同じく第〇地割の田んぼが1筆、第〇地割の田んぼが1筆、畑が8筆で2ページのほうにも続きます。合計で、田んぼ4筆で8,974㎡。畑10筆で18,395㎡。合計で、27,369㎡となります。こちらは、親子間による贈与となります。無償での所有権移転というふうになります。譲渡人が〇〇〇〇。譲受人が〇〇〇〇となります。現地確認につきましては、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。以上が番号1となります。

続きまして、2ページ目をご覧いただきたいと思います。番号2、農地の場所は大字〇〇第〇地割の畑1筆、2,481㎡になります。こちらは、使用貸借となりまして、親子間での使用貸借となります。貸付人が〇〇〇〇。借受人が〇〇〇〇。使用期間が10年。現地確認は、増尾委員と細谷地委員にお願いしてございます。

続きまして、番号3。こちらは番号2と関連する案件となりますが、こちらは有償での所有権移転となります。農地の場所は、大字〇〇第〇地割の畑、1,164㎡になります。こちらの譲受人が先ほどと同じ〇〇〇〇で、譲渡人が〇〇〇〇となります。今回、〇〇〇〇がこの土地を譲り受け、畑を利用したいと

いうことで、番号2のほうの使用貸借を含みまして面積要件30aを超すということでの併せての申請となっているところでございます。

番号3につきましては、売買による所有権移転で、金額にして4万円。10aあたり3万4千円となっております。現地確認につきましては、坂本委員と西舘委員にお願いしてございます。

以上の3件となります。よろしく申し上げます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1と2については増尾委員と細谷地委員に、番号3については坂本委員と西舘委員に依頼しておりますので、それぞれ報告をお願いいたします。

増尾委員 番号1について、ご報告を申し上げます。番号1については、9月17日に細谷地委員と私と事務局の4名で現地確認を行ってございます。位置周囲の状況でございますが、農地は、〇〇地区内の5カ所でございます。内訳は、畑10筆、田4筆となって、合計で14筆となっております。1カ所目でございますけれども、主要地方道の〇〇〇〇から、町道を150m程度進んだところの沢沿いに田んぼが2筆、畑が1筆ございます。南北が山林で、東西は田んぼと隣接してございます。残りの4カ所も〇〇集落の周囲500m以内に点在し、周囲は、田、畑、山林、原野となっております。確認者の意見でございますけれども、親子間の贈与でありまして、譲受人は〇歳と働き盛りで、〇〇の会社に通勤しております。田及び畑はほとんど地域の生産組合や個人に作業委託をしております。残った農地は自分たちで耕作をしてございます。また、母親もお元気で重要な労働力となっております。農業機械は、トラクターを始め一式所有してございます。経営者の若返りで農地の効率的利用が見込まれますし、また、周囲への支障も無いと思われれます。以上のことから、本件は、許可相当であると考えます。

続きまして、番号2についてでございます。これについても、9月17日に細谷地委員と私と事務局の4名で現地確認を行ってまいりました。位置周囲の状況でございますが、〇〇地区内で主要地方道の〇〇交差点から〇〇方面に1.5km程度進んだところのY字路を右折して700mぐらいの所に畑がございませぬ。畑といっても草地化されている現状になっております。周囲の状況は、四方を山林原野に囲まれております。確認者の意見でございますけれども、今回の案件は、親子間の無償による使用貸借権の設定でございまして、借人は、新規農地の取得に伴い、父親から畑を無償で借り受けるものであります。借人は〇歳でございまして、〇〇の会社に通勤しながら、黒毛和牛の繁殖を行っております。草地として利用するということで、農地の効率的利用が見込まれますし、また、周囲への支障等も無いと思われれます。以上のことから、本件は、許可相当であると考えます。

坂本委員 9月16日、私と西舘委員と事務局の3名で現地確認をしてまいりました。

位置関係ですけれど、〇〇地区内、郵便局より南へ町道沿いにおよそ200mのところであり、周囲の状況は、東側と北側は宅地、西側は町道、南側は畑となっております。確認者の意見といたしまして、実家で15年以上の農業経験があり、保有している機械もあり、比較的平坦な土地での大豆栽培を計画したもので、自宅の隣接地であることから、農地を効率的に利用できると思われま
す。周囲農地の効率的総合的利用に支障はないかということですが、農地の位置関係など許可することにより、周囲農地の効率的総合的利用、地域の調和に支障はないと思われま
す。よって、この申請は、許可相当であると考えま
す。よろしく願います。

[細谷地委員 出席]

議 長 ただいま報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

番号2について。

(「異議なし」との声あり)

番号3について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 日程第4、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について上程いたします。番号1について、朗読を兼ね説明をさせ
ます。

事務局 それでは、議案書のほうは、3ページになります。利用権の設定につきまして1件の申請がございます。本件につきましては、後で報告事項の中で1件、農地転用を伴わない現状変更届の受理についての部分と関連することとなっております。議案のほうを読み上げさせていただきます。

番号1、農地の場所は大字〇〇第〇地割の畑1筆、面積は5,459㎡になります。利用権を設定する所有者になりますが、〇〇〇〇。利用権の設定を受けるものが〇〇〇〇。親子での使用貸借ということになります。期間は10年の設定ということになります。本件につきましては、申請人宅では、

乳牛の飼育を行ってございますが、今回新しい牛舎を建てたいという相談がございまして、その届出のほうは報告事項にもありますが、農地転用許可を伴わない現状変更届での手続きということで進めているところでございます。それに伴いまして、建築場所の利用権のほうをまずは設定するというごとの申請となります。この地域は、農用地区域内でございます。農業用施設として牛舎を設置するというごとの、農用地区域内からの除外の手続きを併せて行うこととしてございます。まずは、利用権の設定、あるいは農地を取得したご本人でないと転用申請等も出来ません。あるいは農振農用地区域からの除外の手続等も進めるにあたって、まず利用権の設定を行うという内容となっております。それで1筆の使用貸借となっております。場所は、ご自宅の隣接地ということで、現在使用している牛舎の隣接地となっており、一体的に使用していきたいとの計画となっております。以上、議案第2号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。番号1についてご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　ご異議がないので、議案第2号については、原案のとおり決定することとし、計画策定について町長へ要請いたします。

議 長 　　日程第5、議案第3号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 　　議案第3号は、4件ございます。ページ数は、4ページから7ページまでとなります。

　　まずは、4ページ、番号1になります。農地の所在は、大字〇〇第〇地割、行政区でいきますと〇〇地域になります。登記簿上の地目は畑となっております。現況としては、宅地、山林、原野の混在する状態となっております。面積は2,016㎡。所有者は〇〇〇〇。〇〇の在住となります。非農地申請の事由ですけれども、当該農地は、母親から相続したということになります。居宅がございまして、それは昭和56年頃建てられたという状況で、40年近くが経過しているということで、周囲も山林の状態となっており、畑としての利用がされないという状況になります。周囲の状況も雑木等が生い茂って、山林又は原野の状態となってしまうという事での適用証明願の提出があったものになります。場所等につきましては、下の図面のほうを参考までにご覧いただきたいと思っております。現地確認につきましては、増尾委員と細谷地委員をお願いしてございます。

　　続きまして、5ページをご覧いただきたいと思っております。番号2、場所は大字〇〇第〇地割。図面がございまして、〇〇地区から農道を通って〇〇地区に

行く途中の所になります。登記簿上は畑、現況は山林化しているという状況となります。面積は2,329㎡。所有者は〇〇〇〇。非農地の事由ですけれども、平成5年頃までは耕作をしていたが、その後高齢と労働力不足により耕作が出来なくなり保全管理も出来なくなった。その間に雑木等が生い茂ってしまったが、手続等に不知だったため地目変更手続きをしていなかったという状況でございます。現地確認は、古里委員と内澤委員にお願いしてございます。

続きますして、6ページになります。番号3、大字〇〇第〇地割の畑になります。現況は、山林原野の状況になってございます。位置関係につきましては、下の図面のほうをご覧いただきたいと思いますが、〇〇学校の国道を挟んだ向かい側に位置してございます。右側の図面の黒く塗っている部分が国道になります。その真ん中に斜線で示した部分が当該地となっております。その下側、南側を町道が通っている状況になります。面積は、412㎡。所有者は、〇〇〇〇。非農地の事由ですけれども、当該農地の元地番は、昭和49年に国道用地として、また同61年には現在の国道バイパスの用地として、分筆、分断されてきたということで、その結果、現在のよう狭い形となってしまったということでございます。それ以後、申請人のお爺さんの所有だったのですが、現在まで耕作することなく雑木等が生い茂ってしまっている状況になります。現地確認は、太田委員と下谷地委員にお願いしてございます。

続きますして、7ページ、番号4になります。場所は大字〇〇第〇地割。先程の番号3の旧国道、町道の道路を挟んで向かい合わせになります。こちらでも登記簿上は畑、現況は山林原野となっております。面積は267㎡。所有者は〇〇〇〇。こちらの非農地の事由も先ほどと似たような事由になりますけれども、旧国道用地として昭和49年に分筆等されて残った部分が現在に至っているという状況になります。現地確認は、太田委員と下谷地委員にお願いしてございます。

以上が、議案第3号の議案書の説明となります。

議 長 休憩します。

休憩：午後 1時54分

再開：午後 1時59分

議 長 再開します。

ただいま、説明申し上げたとおりです。現地調査についてですが、番号1については、増尾委員と細谷地委員に、番号2については、古里委員と内澤委員に、番号3と4については、太田委員と下谷地委員に、依頼しておりますので、それぞれ報告をお願いいたします。

増尾委員 番号1について、報告をします。確認した内容でございますけれども、先程事務局から説明がございましたけれども、当該農地は、母親の所有から平成28年に相続によって願出人が相続することとなったが、既に居宅が建ち、その周囲は山林原野状態であった。両親が住んでいた居宅は昭和56年頃に建築され、以来40年近くが経過している。居宅周辺の農地も耕作しないまま現在まで20年以上が経過し、その間、自然に雑木等が生い茂るなど山林または原野の状態になっている。農地法等に関して不知だったこともあり、手続き等も分からず今に至ったということの背景がございます。確認者の意見ということで、農地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められます。また、周囲農地への影響は無く、許可相当であると考えます。以上です。

古里委員 番号2について説明いたします。9月17日、事務局と内澤委員と3名で現地確認を行いました。場所は、〇〇第〇地割の〇〇地区という所になります。当該農地は、昭和32年に父親より相続で譲り受けた。平成5年ぐらいまではなんとか耕作を続けていたが、その後労働力不足により耕作出来なくなり、高齢のため最近では保全管理も出来なくなってしまった。その間、自然に雑木等が生い茂ってしまった。農地法等に関して不知だったこともあり、手続き等も分からず今に至ったということです。農地以外になってから、長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため、また周囲農地への影響は無く、許可相当であると考えます。よろしく申し上げます。

下谷地委員 番号3について報告します。現在の利用状況については、山林原野の状態となっております。農地又は採草放牧地以外となった理由ですけれども、当該農地は、当時の国道用地として整備されることから用地買収により昭和49年に分筆された。その後、現国道のバイパス整備により昭和61年に再度分筆され、以来、変形でかつ狭小な部分だけが残ってしまった。当時所有していた祖父母は耕作することがなくなり、以後、相続した父親も同様に耕作せず、現在に至っている。その間、自然に雑木等が生い茂り、山林原野の状態になっています。意見についてですが、農地以外になってから長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため。また周囲農地への影響は無く、許可相当であると考えます。

続きまして、番号4について報告します。現在の利用状況ということで、山林原野の状態となっております。当該農地は、当時の国道用地として整備されたことから、用地買収により昭和49年に分筆が行われ、狭い部分だけが残ってしまった。以来、当時の所有者も耕作することがなくなり、平成26年に申請者の父親が譲り受けましたが、耕作出来ないまま平成31年に亡くなり、申請者が相続した。これまで45年近くが経過し、その間自然に雑木等が生い茂るなど、現在は山林原野の状態になっています。農地以外になっ

てから長い年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため、又周囲農地への影響は無く許可相当であると考えます。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺ひます。
番号1について。ご意見ござひますか。

(「異議なし」との声あり)

番号2について。ご意見ござひますか。

(「異議なし」との声あり)

番号3について。ご意見ござひますか。

(「異議なし」との声あり)

番号4について。ご意見ござひますか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第3号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後2時22分 閉会)